

介護保険施設入所者の居住費・食費に係る減額認定の申請について

施設サービスに係る居住費（滞在費）・食費については、本人の申請により次の要件をすべて満たした方に対して下記のような減額措置が取られています。

＜対象要件＞

- ・住民票上の世帯全員に市民税が課税されていないこと。（世帯分離している配偶者を含む）
- ・預貯金等が、各所得段階ごとの要件に当てはまっていること。（下記参照）

＜必要な書類＞

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・保有するすべての預貯金・有価証券・投資信託等の写し（配偶者がいる場合は２人分）
- 減額の認定機関は申請書受付月の１日（又は要件該当日）から次の７月３１日までとなり毎年更新申請が必要です。

			1	2	3－①	3－②
所得段階			・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者 で世帯全員が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	世帯員全員が市民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	世帯員全員が市民税非課税で、第3段階①に該当しない方
資産要件（夫婦）			1,000万円 （2,000万円）以下	650万円 （1,650万円）以下	550万円 （1,550万円）以下	500万円 （1,500万円）以下
食費：日額			300円（300円）	390円（600円）	680円 （1,030円）	1,420円 （1,360円）
居住費：日額	多床室	特養等	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 （室料を徴収しない場合）	0円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院	550円	550円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,470円

※食費の上限の（ ）は短期入所者生活介護等（ショートステイ）を利用した場合となります。

※対象施設・・・特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設（注）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※（注）：第１・２段階の方のみ、月34,500円（上限）の減額対象となります。

※世帯とは世帯分離している配偶者も含まれます。